

平成30年度 第3回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成30年6月28日(木)

新宿区 総合政策部 区政情報課

午後 2 時 0 0 分開会

【会 長】ただ今より、平成 3 0 年度第 3 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

それでは、議事に入る前に、本日の資料について事務局から確認をしていただきたいと思います。

【区政情報課長】皆様、よろしくお願いたします。

まず審議順に変更がございますので、恐れ入ります、机上に本日次第を修正したものをお配りさせていただきました。議事の 4 番目と 5 番目を入れかえさせていただきます、4 番目に「区立小学校の通学路における防犯カメラの設置について」、5 番目に資料 1 8「高齢者の見守りキーホルダー事業の実施に伴う業務委託について」という順番でご審議をお願いしたいと思います。

事前に郵送をさせていただいた資料について、資料 1 2 から資料 2 2 までの 8 件の資料を、まず先週の金曜日にお送りさせていただきました、その後、今週月曜日に区のほうから追加で、資料 1 8 の「高齢者見守りキーホルダー事業」の資料を別便でお送りをさせていただいております。恐れ入りますが、その審議の順番に合わせて、資料 1 8 の「高齢者見守りキーホルダー」の資料については、入れていただければと思います。

次に、それぞれの資料の添付の資料を確認させていただきたいと思います。

まず 1 番目の審議の資料 1 2 の添付資料でございますけれども、資料 1 2 - 1 から資料 1 2 - 5 までと、参考資料といたしまして、参考 1 2 - 1 から参考 1 2 - 7 まで添付資料がございます。

資料 1 5 には、資料 1 5 - 1 から資料 1 5 - 3 までございます。

続きまして、資料 1 7 には、資料 1 7 - 1。

資料 1 9 でございますけれども、資料 1 9 には、資料 1 9 - 1 と、参考で参考 1 9 - 1 から参考 1 9 - 3 までついてございます。

資料 1 8 でございますけれども、資料 1 8 には資料 1 8 - 1 と、資料 1 8 - 2。

資料 2 0 には、資料 2 0 - 1、それから資料 2 0 - 2、そして参考 2 0 - 1 及び参考 2 0 - 2 と、それぞれ添付資料がついてございます。

資料 2 1 には、添付資料等はございません。

資料 2 2 でございますけれども、こちらは運営状況の報告ということで、紫色のファイルに綴じてございます。

資料については以上でございます。

【会 長】資料について、ご質問か何か不足がありますでしょうか。

それでは、諮問・報告事項に入り、審議を進めてまいります。

説明される方は、資料を読み上げるのではなく、要点を説明していただき、必要に応じて補足を加えるようお願いいたします。

まず、資料12「区内4警察署への65歳以上高齢者名簿の外部提供について」であります。こちらは、前回の審議会で継続審議となりました案件です。

それでは、説明をお願いします。

【安心・安全対策担当副参事】

前回は引き続き、この審議会でご指摘いただきました点を修正いたしましたので、修正点を中心に説明いたします。なお、この全体の資料につきましては、前回から変更した点につきましては、下線をつけているようなこととなっておりますので、参考にしていただければと思います。

それでは、審議会（案）と今回の審議会（案）の比較をしたものが、最後のページ、参考12-7についておりますので、こちらをご覧くださいと思います。

まず、一番上でございます。外部提供を行う情報項目につきましては、生年月日までは必要がないというご指摘がございました。確かに警察に提供するデータにつきましては、ご指摘のとおり、生年月日まで必要はないことから、生年月日を生年にするということで、今回お諮りしたいと考えているところでございます。

次に、本件外部提供を希望しない人への周知方法ですが、広報だけでは雑であるというご指摘があり、また、町会や民生委員を活用すべきというご指摘もいただきました。町会や民生委員のほうのご協力も得られそうなことでありますことから、区報による広報だけではなく、町会連合会や民生委員に対する協力依頼をして、広く周知徹底すること。また、資料3にございますとおり、ちょっと戻っていただくのですけれども、警察官によるポスティングということで、広く周知徹底をしていこうと考えているところでございます。

12-3のところを見ていただければと思います。こちらにつきましては、協定書に基づきまして、警察に対するポスティングの業務委託をいたします。そして、区におきましては、左の図にありますとおり、宛名ラベルを作成し、6万7,000人分の連絡先を記載した紙片に貼付いたします。この紙片というのが、次のページ、12-4でございます。これが新宿区からの重要なお知らせということで、受け取った方が捨てるような措置や、見ないということが

ないように、この紙片に対して宛名ラベルをつけて6万7,000人分を配っていくということを、まず警察に業務委託をするところでございます。そして、こちらのほうで、区民の皆様から本件外部提供を希望しない方につきましては、このチラシの一番下に書いてある新宿区の危機管理課宛に連絡をいただき、そして、本件事業でございます警察に提供する名簿から削除していく、こういう作業を1段かませるように修正をいたしました。

続きまして、12-7のほうに戻っていただきたいのですけれども、一覧表でございます。目的外利用の禁止でございます。こちらにつきまして、先日の5月31日案につきましては、本人の同意をとれば可ということで考えておりましたけれども、これは絶対に禁止ということにさせていただきたいと思っております。目的外利用につきましては絶対禁止。また、警察のほうはグリップできるのかというご指摘もありました。参考資料4でございます。名簿の取扱いに関する誓約書を、各警察署の情報管理責任者から私宛に提出していただくようにいたします。こちらのほうに基づきまして、協定書、警察署長と区長の協定書に加え、私レベル、課長レベルでも、このような誓約書をいただき、私がきちんと警察署の課長をグリップして、情報管理者をグリップして、目的外利用のないように、先日申し上げたような巡回連絡カードというのは、必ず禁止することといたしました。こちらのほうをとって、きちんとグリップしてやっていきたいと思っておりますので、目的外利用を強化していきたいと考えているところでございます。

続きまして、下から3段目のなりすましの防止対策でございます。新たな詐欺を誘発するのではないかというご指摘もいただきました。そのようなことがございましたことから、参考6でございます。後ろの、7の前のページです。戸別訪問を行う者については、こちらのよう腕章を必ずつけることといたしました。警察手帳につきましては確かに周知徹底がされているので偽造ができるところでございますが、この「新宿シンちゃん」があるこの腕章につきましては、なかなか偽造が難しいところでございます。ですので、こちらのほうをつけていきたいと思っております。これによりまして、なりすましのほうは、一定程度防止ができるのではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、警察官が戸別訪問したときに、余計なところを見るとか、関係ないお宅に上がってしまうのではないかとご懸念もございました。戸別訪問実施時には、目的外活動の禁止ということで、一覧に挙げさせていただいております。実際には12-5につきまして、マニュアルを作りました。このようなことで心構え、これはもう各戸別訪問する者に配っていただくこととしております。心構えや事前の準備ということで、なくさない措置も入れております。ま

た、戸別訪問実施時には、目的の告知と注意点とともに、質問の例を入れるなど、警察官の行動を規格化して、文言も規定化して、このような形で守ってもらって、余計なことをしない、余計な部屋には立ち入らない、こういうのを守っていただき、目的外活動を禁止するような形をとっていきたいと、考えているところでございます。

また、最後の進捗管理につきましては、数字のみの管理ということで申し上げましたけれども、詳細な進捗管理をしていきたいと思っております。こちらは、区側も名簿をきちんと備えまして、警察における戸別訪問の実施状況や自動通話の貸出状況について管理することといたしております。

私のところには、区民から毎日何件も特殊詐欺に遭ったという相談が寄せられております。本事業につきましては、警察官が直接戸別訪問をして、区民のそのような不安を払拭するという、区民の利益になるものと考えております。また、他区では、府中市や狛江市では同様の事業をやっておりました。府中市におきましては戸別訪問だけでございます。戸別訪問して注意喚起をするという事業でございますが、このときには、府中市におきましては、前年と変わらない特殊詐欺の発生件数、警視庁が増加傾向にある中で、前年と同じ発生件数にとどめたという実績もございます。また、狛江市につきましても、このような戸別訪問の注意喚起を行って、警視庁の減少率以上の減少を勝ち取ったというような実績もございます。

ひるがえりまして、新宿区における事業は、戸別訪問による注意喚起のほか、留守番電話設定、また自動通話録音機につなげるという、さらに一歩進んだ施策となっております。このような事業で必ず効果が上がるものと確信しておりますので、ぜひ進めてまいりたいと考えております。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

【会 長】 それでは、質問とご意見をお受けしますけれども、今日は、基本的な説明は前回済んだということを前提に、今の補充説明を受けたわけですので、前回ご説明の部分も入れまして、何でもご質問、ご意見をお願いいたします。

それでは、ご質問、ご意見がある方は、どうぞ。三雲委員。

【三雲委員】

前回もお話があって、必要性和相当性が十分に認められなければ、やっぱり個人情報の外部提供というものは認められないのではないか、ということを申し上げたわけですね。それで、まず、必要性の部分について、先程ほかの自治体の事例についてお話がありました。府中市については、増加しなかったということなのですけれども、これは何件から何件に、何年度と何

年度の間に、どういう件数だったのか教えてください。

【会 長】ご説明ください。

【安心・安全対策担当副参事】府中市におきましては、平成24年に貫っていたそうでございます。平成23年、26件、平成24年、26件ということでございました。しかしながら、このときは警視庁全体では増加傾向にあったと聞いております。ですので、こちらのほうは効果があったということの評価していると聞いております。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】増加傾向というところなのですけれども、その年度の警視庁全体での把握した件数というのは、新宿区のほうでは把握はされていないのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【安心・安全対策担当副参事】申し訳ございません。把握しておりません。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】もう1つ、狛江という話がありましたけれども、狛江は恐らく平成26年にされたと思うのですけれども、こちらについては1万1,000世帯分の個人情報を提供して、なおかつ市民の方から苦情が寄せられて、結局、回収することになったと聞いているのですね。

つまり、そう考えると、その事業がなされていないということが狛江市では言えると思うのですが、先程のご説明だと、狛江市においては件数が減ったのだから、その事業の効果があったとおっしゃっていましたがけれども、事実は、実際、個人情報は回収しては、その事業はされていないわけなので、おっしゃったようなことが起こらなくて、その事業による影響というのは、むしろないのではないかと私は思うのですが、その点についての認識を教えてください。

【会 長】ご説明ください。

【安心・安全対策担当副参事】狛江市では回収があったということは聞いております。しかしながら、一定期間戸別訪問をしたという実績があるとも聞いておりますので、先程の説明になってしまいました。確かに事実誤認があったところについてはお詫び申し上げます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】その上で伺いたいのですが、狛江市の場合は平成26年、あるいは25年から26年の間に何件から何件になったのか。そして、その間、東京都全体では何件から何件になったか。そこを評価して効果があったというふうにおっしゃっているのです、その部分についてデータを教えてください。

【会 長】 ご説明ください。

【安心・安全対策担当副参事】 狛江市におきましては、平成26年が16件、平成27年が12件になったと聞いております。警視庁全体の数字は、その割合を出すときは、私は把握していたのですけれども、今、手元に資料を持っておりませんので、申し訳ございません。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 今伺ってみると、十数件というものが、十数件台のオーダーで推移しているということで、これが誤差なのか、有意なものなのかというのがちょっとよく分からないのと、狛江に関しては、事業を途中でストップしているという事実もあって、それにもかかわらず区のほうでは、検証したのは事業の効果であると評価されているようだけれども、その考察の仕方が合理的なものであるかどうか、ちょっと疑問があります。

その上で伺っていきたいのですけれども、通常、こういう大規模な個人情報の外部提供をするときというのは、目的があって事業を行うわけなので、独自の条例を作って、条例でもって、そういった事業について区民、議会で検討した上で、その設定された目的、やり方に従って、情報を提供するということはあり得ると思うのですね。例えば中野区であるとか足立区なんかは、地域の支え合い推進であるとか、あるいは高齢者の見守りとか、そういった目的のために、そういう条例を作って、その条例に基づき事業という形でやっているようなのですけれども、そういう考え方をとらずに今回協定でやりたいというのは、何か理由があるのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【安心・安全対策担当副参事】 繰り返しとなりますけれども、この被害の発生状況が、資料12-1にありますように急増したことから、このような協定でやっていきたいと考えているところでございます。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 重要な問題だからやりたいというのは分かるのですけれども、重要な問題であるからこそ、本来であればきちんとした事業をするべきだと思います。また、ちょっと先程のお話を聞いていると、その事業による効果というものについて、検証が十分ではないのかなと。他自治体の事例についての検証がちょっと十分ではないのかなという感じはしています。

その上で、また相当性の部分についてもお話を伺っていきたいのですけれども、基本的に個人情報の外部提供というものは、本人同意というものが前提だと思うのですね。今回、通知を出してオプトアウトするということだったのですけれども、通知を出してオプトインということも考えられると思うのです。つまり、通知を出して、警察官による見回りであるとかサービ

スを希望される方については、こちらにおっしゃっていただければ、警察官のほうに連絡して回っていただくことができますよと、そういう同意のとり方もあると思うのですが、今回、オプトインではなくてオプトアウトをとりたいというふうに考えた理由は何でしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【安心・安全対策担当副参事】 本来の事業趣旨、12-1に書いてありますとおり、今、問題となっておりますのは、実際に防犯意識の関心が高いところ、左の現状の課題のところを書いてあるところでございます。関心が高い人以外の周りの人に、防犯対策をどうアプローチしていくか。そういう観点でこの事業を最初に立ち上げたものですから、その課題を解消するには、オプトインではなく、オプトアウトの手続が適当ではないかと考えまして、このような形になっているところでございます。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 むしろ関心のない方は、そういった通知をいただいても何のことか分からないから見なかったりして、そうこうしているうちに突然警察の方がやってきて、なぜうちに来たのかと聞くと、新宿区から名簿をいただいたので来たのですよと。それは相当混乱を招くような感じもするのですね。

あと最近、消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせみたいなはがきが来ていて、はがきが来て、あなたは訴えられていますと。放っておくと大変なことになるから、ここに連絡してくださいと。あれはオプトアウトなのです。そういうはがきが出回っていて、注意をしてくださいと、新宿区のほうでも言って回っているところに、自分たちも、放っておくと警察がやって来ますよと、嫌な人はここに連絡してくださいという通知を出すわけなのです。これは相当、同じような構造の仕組みを使って通知を出していて、新宿区大丈夫かという混乱を区民の方の間にも招くのではないかと思いますし、また、こういった通知がなされているということは、警察官が見回ってくるということ、新宿区中が知るわけですね。そうすると、詐欺を行いたい人なんかは、これはやり方として非常におもしろいなど。つまりこれに便乗して警察のほうからやってきましたという形で、様々なことを言って、場合によっては家に上がり込むという、詐欺的な手法もとられる可能性もあるかと思うのですが、こういったリスクについて、どういうふうに考えているのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【安心・安全対策担当副参事】 最初に、放っておけば警察官がやってくるというところがございますけれども、本事業につきましては、区民のための利益になるものと考えておるものでござ

ざいます。警察官が来て悪いことをすることはないので、それは区民のためになる利益のある事業と考えておりますので、そこはオプトアウトでも問題ないのかなと考えているところでございます。

また、なりすましを喚起するということにつきましては、前回もご指摘がありました。ですので、この腕章をつけてやっているところでございますし、また府中市の事案につきましては、特になりすまし等は発生したということも聞いておりませんので、特にそのようなことはないのではないかと、考えているところでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】ありがとうございます。それと、オプトアウト手続の場合は、特に関心がない方にもきちんと回っていきたいというお話なので、関心のない方には、自分は通知を受けたつもりもないのに、なぜか突然警官がやってきたと。そういう苦情が出てくる可能性は随分あると思うのですよね。そういったことを回避しようと思うと、あるいはそれが紛争になることを回避しようと思うと、その人に対して確実に通知を行っていて、オプトアウト手続が完全に完了しているのだということを、区側でもしっかりと把握をしていかなければいけないと思うのです。

今回、業務委託という形で、警察に通知を届けていただくことを考えているようなのですが、その警官が、きちんとオプトアウトのための通知を、確実にそれぞれの家に渡してきたのだということが、確認できる方法というのはとっているのでしょうか。

【会 長】回答の前に、三雲委員、ちょっと質問が長く続いているので、ほかの方も質問があるかもしれないので、もしこの回答が出ましたら、もう1問にするか、意見を言っていただく。質問だけではなくて意見があるのではないかと思うので、むしろ意見をお願いしたいと思います。では、とりあえず回答を、今に質問に対して。お願いします。

【安心・安全対策担当副参事】一応こちらにつきましては、情報管理者に対して、それを把握するためのリストのようなものを作ってお渡しして、ポスティングはちゃんとやったのかどうかを把握して、報告をしてもらうこととしております。

【会 長】では、三雲委員。

【三雲委員】最後の質問なので、少しまとめてお話をさせていただきますけれども、結局、もともと必要性の部分で若干疑問があるのではないかということと、相当性のところでも、オプトアウトという手法をとることによって、合法性を担保したいというところは、随分工夫をされてきたと思っはいます。ただ他方で、オプトアウトの手法をとるときに、情報の提供を受

けようとしている警察にオプトアウト手続をさせるということは、場合によっては、業務委託の過程で、オプトアウトをする前の情報全体が、1回警察に渡るわけですね。その部分について、やっぱり気持ち悪さが残るのですよ。業務委託は別だし、オプトアウト手続である業務委託と、実際に警察にリストを渡す部分は別の手続なので、それぞれが合法であれば問題ないという立場なのかもしれませんが、結局、実質的に同じ主体が2つの手続を行うので、区民から見たときに、警察に全部情報を最初から渡していることと変わらないと思われると思うのですね。その点について非常に危惧しているところが1つあります。

それともう1つ、今回のようなケース、野田市なんかは、結局苦情が来て、もう1回、個人情報保護審議会が審議をし直して、一旦諮問に対して可としたものを、再度審査し直して、やっぱり不可でしたという議論になったのですね。そうすると結局、審議会というものの存在意義そのものが問われてしまうと思うのです。つまり1回は自分たちで考えて可としたのだけれども、区民の方、市民の方から「これはどうなのだ」と話が来たところ、実際にその基礎的な事実は何も変わっていないにもかかわらず、苦情が来た後にはやっぱりだめでしたという話になってしまうのですね。新宿区でも同じようなことが起これば、個人情報保護審議会の信頼性そのものにかかわってくると思うので、やはりそこは慎重にやっていただきたいと思います。以上です。

【会 長】今の意見に何か追加のご説明があれば、どうぞ。

【安心・安全対策担当副参事】ただ、今の懸念に対しましては、進捗状況を適宜この審議会に報告する等いたしまして、その懸念を払拭するように、努めてまいりたいと考えております。

【会 長】進捗状況というのは、どういうタイミングか分からない。1年1回とか、半年に1回。これは実施するとしたら、いつ実施するのか。

【安心・安全対策担当副参事】10月です。

【会 長】10月1日ですよ。そうすると、年度内には一度報告するぐらいの予定ということでお聞きしますね。いいですか。

【安心・安全対策担当副参事】はい。

【会 長】それでは、ほかにご質問がありましたら、どうぞ。津吹委員。

【津吹委員】今、途中でやめたところがあると。その原因と、今回の案とどう違うのかを、今、初めて私は知ったので、教えていただきたいというのが1点。

必要性に関しましては、私は必要性があると思います。というのは、これだけ世間が騒がれながら、先週も牛込警察と小学校で防犯の勉強会をやったものですから、そのときに、今、先

生がおっしゃったものが配られて、詐欺のはがきが出回っているということで気をつけてほしいということもお話がありました。逆に区から書面が行ったときに、同じことにならないかという疑問があります。ただ、本当にこれだけ、牛込だけでも9,000万以上、1億近くの、今年に入ってから詐欺が発生してしまって、先々週に起きたのは「区の職員です。還付金があります」というのに、まんまと引っかかってしまった方がいます。我々、個人的には、何でこれだけ騒がれていながら引っかかる人がいるのだろうと不思議なぐらいに思うのですけれども、ただ、いる以上は何とか我々地元を預かっている者、また防犯とか警察に携わっている者として、やっぱり何とかしなければいけない。警察も何とかしなければいけないとお願いしているのですけれども、では、何ができるのかという議論ができていない。

また、先程委員がおっしゃったように条例、何で議員さんたちは条例を作らないの。何でこれだけ騒がれているのに、条例案というものが一歩進んでいないのかというのが、ちょっと逆に、今お話を聞いていて疑問に思ったので、なぜそれができないのか。それをするのであれば、また半年、1年かかるのであれば、取り急ぎまずできることからやっていく方法として、これが正しいのかどうか、私も前回これに反対をしました。ただ、ここで民生委員さんとか町会長が追って、一緒に並行して動いて、詐欺ではないのですよ、本当のことなのですよ、警察と一緒に、我々も喚起するから気をつけましょうね。多方面から動くことで、なりすましかつ詐欺を防ごうということで、一応、案は出てきているので、これをどう変えればいいのか議論したほうがいいのか。いつまでも詐欺をこのままに放っておいて、では、誰が何をしてくれるの。してくれるのではないです、本来はみんなが気をつけなければいけないのですけれども、行政だったり、我々地域の人間としていろいろな役目を果たしている中で、では何をすることという一方、進める議論を具体的に提案者とともに、ちょっと進めたいというのが私の意見でございます。

【会 長】最初の質問が、類似の企画をやめたところの説明なのですからけれども、提案者のほうで説明できますか。それとも、さっき三雲先生がいろいろおっしゃっていたから、三雲先生のほうが詳しいのか。どちらか、詳しい方から説明を受ければいいのか。大丈夫ですか。では、提案者のほうから、どうぞ。

【安心・安全対策担当副参事】野田市の件につきましては、私どもも研究いたしました。野田市につきましては、市民に外部提供の事実を知らせなかったということと、その可否、アウトハンドアウトというものを選択させなかったということが問題になったと聞いておるところでございます。したがって、今回の手続になったところでございます。

【会 長】それが1つ分かりましたね。ほかには、どこか。先程幾つか出た自治体でお聞きになりたいところがあれば。

【津吹委員】ないです。逆に必要性はあると思っているので、どうしたら進められるのかなと。

【会 長】それでは、もう1つの質問。条例で、これは検討できないのか。要するに、区議会ですよね。ここの審議会ではなくて、区議会でこんな問題を検討して、結論は出なかったのかということについて、提案者のほうでご説明できますか。経過、なぜ区議会のほうからなかったのか。事務局のほう、ではお願いします。

【区政情報課長】先程条例で本来というような委員からのご指摘もありましたけれども、先程担当課長から説明があったように、今回、可及的、緊急的な課題というところが1つ。それから、これの効果ですとか事業の展開自体も、やはり見極めながら進めていくというようなところがございますので、先程副参事からもございましたように、まず協定できちんと丁寧にオプトアウトの手法もとりながら、進めていくというところを考えているところでございます。

【会 長】ということで。今、ここで打ち切るわけではないのですが、ご質問、ご意見ありましたら。鍋島委員。

【鍋島委員】私も、いろいろ先日申し上げました。それで、今日ご回答いただいたのですけれども、警察にまず、ここの資料12です、今日いただいたものですね。

【会 長】議案のところですね。

【鍋島委員】議案のところですよ。議案の3ページの、5に、警察に先程説明されたように、この名簿は渡りますよね。渡った後に訪問される警察官に、先程言われたように名簿を渡して、地図にマーキングをして、そこを回られるということが7番、8番に書いてありますよね。それで、あと返却を受けたら裁断と書いてあるのですね。そのときに1つ、これはなさると思えるのですけれども、この渡った警察官に個人情報保護の誓約書を書かせているとは思いますが、それをなさっているのかどうか。個人情報ですね。渡した人が守らなければどうにもなりません。それを、なさっていると思えますけれども、回るときに、民生委員、町会、見守りとかがついていくということのお話が、お願いしましたけれども、前のときに、民生委員にも町会にも、そもそも、こういう沢山の名簿を渡すことをここで審議してはいないですね。そうすると、町会、民生委員とか、見守りとかがついていく場合には、その方々にも、この名簿が、住所とかと一緒についてきますという手続がここで要すると思うのですね。どういうふうな名簿の管理をして、個人がどういうふうに誓約して、これについていきますというのが1つ要すると思うのですけれども、その点をまず。あと幾つかありますけれども、ここに関するお答

えをお願いします。

【会 長】分かりますか。どうぞ説明を。

【安心・安全対策担当副参事】まず戸別訪問する警察官が、どのような誓約書というか、個人情報を守るというのにつきましましては、資料の12-5に書いてありますように、管理責任者からは誓約書をとることとしております。管理責任者の誓約書及び協定書を持ちまして、管理責任者のほうから、きちんと各警察官に個人情報の取扱いを守るように、指導、強要を徹底してもらうところでございます。

また、2点目の民生委員と町会のほうにつきましましては、現段階では、民生委員と町会には、掲示板や民生委員の通常の活動を通じて、この事業の周知を図ってもらうというところをお願いしようと考えているところでございます。一緒に回るのにつきましても、民生委員の担当の課長とも相談したのですけれども、民生委員さんの負担とかを考えますと、事前に周知をしてもらう、そのようなことを考えておりますので、民生委員さんが一緒に回るというような先程のご指摘はないのかなと考えているところでございます。

【会 長】鍋島委員。

【鍋島委員】そうすると、この情報を手にする警察官には、言葉でそういう誓約をさせるのですか。それとも、やはり私なんかは個人情報のこの委員としては、言葉だけではなくて、書類できちんと言われたことを守りますとかという、個人情報については出さないと、何かあったときには。それで漏れたら、ここの責任ではないですけれども、警察の責任ですけれども、やはりそこまでここに提示していただかないと、何で流したということになりそうな気がするので、心配です。

【会 長】よろしいですか。ご説明ください。

【安心・安全対策担当副参事】警察官につきましましては、そもそも警察官も東京都の公務員でございまして、東京都個人情報保護に関する条例の縛りがございまして。協定に基づきまして、いただいたデータをなくすとか、故意に悪いことをするということになれば罰則が適用されるので、そのようなご心配はないのかなと思っているところでございます。

【会 長】どうぞ。

【鍋島委員】それと、今いろいろな事故、事件が起こっているということに、個人的にはないと思われるということですが、震災にしろ、それからこういう消費者問題にしろ、ないと思っている人が大概かかわっていらっしゃいます。私も、相談員で消費生活相談窓口にいましたけれども、男性で「ない」という観念を持っていらっしゃる方が意外といらっしゃって、

奥さんに内緒でいらっしやって、それでやっぱり「ある」ということでそれを考えないと、歌舞伎町ですから、あそこはメッカです。

そういう点で、「ある」ということを前提とすると、このチラシなのです。この中に、警察官は、電話をかけては行きませんよね。訪問するときに電話をかけて、行きませんよね。その後、こういう自動通話録音機を提供するけれども、お金はとりませんよね、代金は。ですから、ここに、回るときに電話をしませんとか、その後、商品の売り込みはしませんとか、書いてほしいのですね。でないと、もうこれはすぐに、こういうチラシがあれば、歌舞伎町でゲームみたいに消費者問題を発生させる悪者がいらっしやいますから、そこで何かやらないとは限らないという地域ですので、ほかとちょっと違います。腕章だけでは、ちょっと分からない。これに似せた腕章もつけて回るということだってありますからね。そんな安心はできない地域です。うちのほうはよく来ます、うちは西新宿ですけども。

それについてのお答えをよろしくお願いします。

【会 長】 ご意見のようだけれども、どうぞ、何か。

【安心・安全対策担当副参事】 貴重なご意見をありがとうございます。そのようなご懸念を払拭するために、警察官はもちろん電話の個人情報がないので電話はかけません、お金はとりませんという旨を修正させていただいて、このチラシのほうを作成させていただきたいと思えます。

【会 長】 ほかにご質問か、ご意見ございますか。須貝委員。

【須貝委員】 新宿は、住宅の種類から言えば共同住宅が多いですよ。そうした環境の中で、警察のほうで一般的に巡回、連絡が、どの程度できているのかということについては、多分あまりできていないのかなという感じがするのですね。そういう中で今回、こういう事業をやろうとすると、データを一括で渡しても、どの程度戸別訪問が実際にできるのであろうかという懸念があると思うのですね。だから、そこは十分に考えないといけないのかなと。やってみたら、あまり成果が上がらないという形にならないか、ということを私は懸念をしているのですね。その辺はどうなのでしょうかとということが1つ。

それから、住民の方が詐欺被害に遭わないように、というのが目的なのですけれども、それを実現する手段として、このように6万7,000件もの個人データを警察のほうに提供するというのは、相当性を欠くのではないかと言う気がするのですけれどもね。もう少しやり方があるのではないかと、妥当なやり方があるのではないのかなという気がするのですが。

【会 長】 ご質問にご説明ください。

【安心・安全対策担当副参事】2点目につきましては、確かに警察とうちのほうでも、いろいろな特殊詐欺対策をしてきた中で、最後に考えついた手段ということで、ご理解いただければと思います。

また、1点目のご質問につきましては巡回連絡に回れるのかということがございました。交番の警察官の日勤の勤務というのは、巡回連絡をする時間となっているところでございます。私ども、机上の計算ではございますけれども、1日に1人の警察官が3軒を回れたとして、3カ月から1年で回れるのではないかと。警察官は、地域警察官、各署を合わせると500人近くおりますので、それで3カ月から各所を、ばらつきはございますけれども、1年で回れるというような計算をしておりますし、また警察のほうでも、この事業の必要性を考えて回ると言っておりますので、大丈夫ではないかと考えているところでございます。

【会 長】他の方法というのは、考えられないわけですか。

【須貝委員】他の方法と言ったら、さっき三雲委員がおっしゃったオプトインからまず始めてみるとか、そういうやり方とか、やるにしても、やっぱり民生委員とか町会と一緒にやっていくとかですね。一括データ提供の前に、いろいろなやり方があるような気がするのですけれどもね。

【会 長】その点についてはどうですか。提案者、ご説明ください。

【安心・安全対策担当副参事】繰り返しになってしまうのですが、やはりオプトインという方法では、その事業の目的ですね。その防犯意識が、防犯講話とかに接する機会のない人に、どのようにアプローチしていくかというのが課題でございますので、オプトインではちょっとだめなのではないかと検討したところでございます。

また、民生委員とか町会の方については、ご協力を依頼するのですが、一緒に回るといふことに関しましては、緊急性があるところでございます。もう振り込み詐欺につきましては、新宿区で1カ月10件以上、平均でもう2,000万円以上を1カ月にとられているところでございます。これを1件でも早く防ぐためには、警察官による人海戦術で一気に回りたいと考えておるところでございますので、その辺はご理解いただければと思います。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますか。濱田委員。

【濱田委員】前回欠席して申し訳ありませんでした。

個人情報そのものの問題ではなくて、警察官の立ち回りの問題について考えていることなのです。私も実は警察官の方が見えて、電話の取扱いについて詐欺対策の対応をしていただいたわけなのですけれども、そのときに警察手帳をお見せになるわけです。ぱっと見て、これが本

物かどうかというのは分からないですね。私はしつこいほうだから、ちょっと詳しく見せてくださいというので、ちゃんと見せてもらったのですが、一般の人はそこまでやるということはないと思うので、できれば警察の方もそれが分かるようにしていただくとか、それから、この資料12-6の特殊詐欺根絶対策のこの腕章も、黄色い腕章だったらもういいのかなと考えてしまう人が、結構あるのではないかと思うので、これはかなり大きなもので、はっきり新宿区がかかわっているということが、もうちょっと分かるほうがいいかなという感想を持ちました。

それから、さかのぼって、この対策の必要性ですが、このデータで特殊詐欺が増えているということはもう分かっているわけなのですけれども、個人的な話として、私の知人2人、しっかりした人なのですけれども、まさかと思う詐欺に遭っているんですね。そういう意味でも、これは一般の方にとっては、本当に遭う危険性というのは高いのではないかと思うので、ぜひこういう取組みをしていただきたいと思います。

【会 長】 ご意見だろうと。どうぞ、何か説明があれば。

【安心・安全対策担当副参事】 腕章の件につきましては、「黄色であれば」ということがありました。確かにこの「新宿シンちゃん」はちょっと小さ目でございます。もう少し大き目に作りたいと考えております。

【会 長】 ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。川村委員。

【川村委員】

特殊詐欺対策ということでは、今リアルな話も出ましたけれども、一刻の猶予もならない問題ということで、本当に、区役所もそうですけれども、警察もそうですし、また町会を初めとして取り組んでいただいているところで、本当にそういう意味では、みんなが今、真剣に考えている問題と思います。

そういう意味でも、本当にそれをなくす必要があるという立場でいるわけですがけれども、今回、6万7,000人の65歳以上の高齢者名簿を、外部、4警察に渡していくということについて言うと、特殊詐欺を防ぐという目的からすると、これはその名簿を渡すということに対して、もっと慎重に考えなければいけないのではないかと。私ども、先般、区長に対しましては、申し入れをしてきたところですがけれども、前回の提案では様々な問題があったということで、今回の提案でだいぶ検討はしてきていただいているのだな、というのは分かりました。ただ、これはやはり大きな問題があるということで、私どもは今の時点で、高齢者名簿を外部提供するというのは、中止する必要があるのではないかなと思っています。

といいますのは、先程何個かの自治体で先行事例ということで出ました。野田市については、

先程副参事のほうからこういった理由で、ということでの認識を示されたところですが、野田市の個人情報保護審査会の答申に出ていましたのは、個人情報、もともと警察にお渡しするということに対して、市に情報利用の停止を請求、また異議申し立てがあったということで、審査会に再度諮問されたわけですが、その中で、防犯対策に名簿利用ということだけでなく、ほかにも有効な方法があつて、名簿提供が個人情報保護よりも、優先させるべき必要が高いとまでは認められないということで、この名簿提供に許される事例に該当しないと、二度目の判断としたわけなのです。それは市のほうもさらに提供するかどうか、検討されたそうなのですが、判断の上で、もう提供しないということになったとのこと。野田市もそうなのですが、ほかの狛江市も、府中市も、警察からの働きかけで、情報提供をしてもらいたいというふうな、当然、特殊詐欺対策ですとか、ひったくりとか、交通事故防止とか、そういう目的を掲げているわけですが、それぞれ警察からの申し入れということで、提案されたということなのですが、まずその点、前回の区のほうからの提案ということで、お伺いしたところだったので、ここら辺の状況というのは、やはり区からの提案ということでよろしいのでしょうか。

【会 長】どうぞ説明ください。

【安心・安全対策担当副参事】前回もお答えしたとおり、区からの提案でございます。

【会 長】川村委員。

【川村委員】であるならば、やはりもっと名簿提供ということに対して、区の判断として、特殊詐欺対策をする上では、もっとやり方を検討する必要があるのではないかなと思います。というのは、先程狛江市の話も出たのですが、担当の方にお話を伺いました。ここでは平成26年というお話もありましたけれども、1万1,000人の名簿を、今年度、回収をこれからするということなのですね。それは、当初は1年半で回るとおっしゃっていたようなのですが、4年かかっているわけですよ。実際、前回私もどれだけ回れるのですかというお話があつて、先程の机上のお話もあつたのですが、やはり今特殊詐欺対策というのは、釈迦に説法ではないですが、さっきの、はがきが来て自分から電話するみたいなものも含めて、あるいは今回、固定電話に対する対応ですが、携帯電話にきたり、どんどん内容も変わって、その新しい状況をお伝えしていかなければいけないというところで、実際にはこれだけ、多分そうだと思うのです、1万1,000人を回るといったら、9割を回ったというふうな、4年たってそういうお話だったのですが、これは特殊詐欺対策ということで言うと、6万7,000人の名簿を渡してやるということでの相当性とか妥当性という

ところで、一体どうなのかなという。意欲は買いますけれども、ちょっとそれは違うのではないかなと思うのですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

【会 長】結構審議が長引いているので、ここは、区がこういう特殊詐欺の対策をとることそのものを議論しているのではないのですね。ここは政策を議論するところではないので、一応、もう区がそういうことをやるということを前提としまして、それで、今のやり方では、この提案されたやり方ではだめですよ、というのはいいのですけれども、そのものを、やっていること自体がおかしいですよ、という議論にはここではないので。そこら辺広がっていきますと、議論がもう果てしなく広がりまして、区議会ではないので、いくらここで反対だ、賛成だと決めてみても、決めようがないことなので、そこら辺りをちょっとそれぞれお考えいただきまして、一応、こういう方針でやるということを前提で、だけど、今、提案されているやり方では認められないよねと、こういうふうに意見を言う方はまとめてほしいと思います。

川村委員を途中で折ったみたいになってしまったけれども、担当者のほうで何かご説明はありますか。もう少し何か川村委員の意見を聞きますか。では、今、手を挙げられたから、川村委員、もうちょっと補足してください。

【川村委員】会長からのお話もあったのですが、6万7,000人の名簿を渡すというのは、以前、話があったように、いまだかつてこの区ではないことなのですよ。ですから、そのことをいいか悪いか、当然一番初めに私が申し上げたように、特殊詐欺対策は本当に必要だと。

その手段として6万7,000人渡すのが妥当ですかどうか。多分区民の皆さんの心配、ほかの野田市でも異議申し立てだ、何だと出てきたのは、そういうふうな話の流れだと思いますので、そういう意味の議論だということで、そこはご了解いただきたいと思います。

6万7,000人の情報を渡すこと自体が、一旦漏洩があっってしまった場合は、それは元も子もないわけですよ。ですから6万7,000人の情報を渡すことということに対して、やはりこの審査会でもよく、前回は問題があるよということで、今回新たな提案をしていただいたわけですけれども、やはりその6万7,000人の情報をお渡しすることが、特殊詐欺対策に役立つのか。それとも、特殊詐欺対策として、6万7,000人の個人情報をお渡しするというよりも、もっと安全で、先程やり方としては、近県の情報提供とか、そういったことも大事ではないかということをお知らせしましたが、どうということが特殊詐欺対策として大事なのかということが、非常に大事だと思いましたので議論させていただきました。

そこら辺でも、もう少しあることはあるのですけれども、狛江市の先程の話だと、先程成果があったというお話なのですから、おっしゃるように詐欺被害は当初は減ったそうなので

すけれども、4年たつともう風化してしまって、今はもう同じような状況になってしまっているというふうなお話なのですね。それですので、先程言ったように、手を変え品を変え、あちらのほうはやってくるわけですが、そのやり方として6万7,000人の情報をお渡しして、回れるか、回れないか。また、一度漏洩があつては大変という中でやるのか。そうでなくて、民生委員というお話も出ましたけれども、そういった今までの社会資源を活用して、訪問していくということを徹底して、それはオプトインというやり方でもいいと思いますけれども、そういうことでやるのか。これは、まず基本は個人情報をお渡ししないという原則のもとで、4つ目の、特に審査会で議論して認めた場合に提供できるという、原則、提供しないという中で判断になるわけですので、やはりそこはよく考える必要があると思います。

手続的なところで一言、二言もう少しお伺いしたいのですが、先程手続として警察によるポスティングをしますよというお話なのですが、業務委託としているけれども、これは、普通は郵送とかでやるような作業だと思うのですが、ここら辺の判断というのは、どういうふうになっているのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【安心・安全対策担当副参事】 前回の指摘を受けて、警察との検討の中で、警察のほうはポスティングをやるということを提案したところ、回ると言ってくれました。区といたしましては、最少の経費で最大の事業効果というところもございまして、警察で回ってくれるのであれば、警察のほうで回っていただきたいと考えているところでございます。

【会 長】 川村委員。

【川村委員】 費用的な問題ということなのですが、私ども個人情報保護審議会という立場で議論していますので、そういった角度からお伺いしたいと思うのですが、個人情報保護審議会の仕切りでも、これは業務委託になりますよということで、報告事項またはしなくてもという中身だというご説明は事前にあったのですが、例えば、これはよくない考えなのですが、先程配布できたかどうかのリストを作成するというお話がありましたけれども、それも言ってみれば、その名簿と変わらないようなものに、普通、考えればそう思えると思いますけれども、さらにデータを複製、これは改訂案で指摘を受けて禁止ということにしましたけれども、巡回カードを作成するのはしませんよということでも、1回ポスティングして歩けば記憶の中には残るわけで、そのところを戸別訪問すれば全く同じ効果になると思うのですが、そこら辺はどうなのでしょう。

【会 長】 ご説明ください。

【安心・安全対策担当副参事】ポスティング事業につきましては、ポスティング事業のもとでしかやらないということで、縛りをかけているところでございますので、そのようなご心配は当たらないと思います。

【会 長】川村委員。

【川村委員】紙としては残らなくても、渡さなくても、記憶の中にあるものは消せないわけなので、普通、個人情報保護という観点から考えると、百歩譲らなくてもいいのですけれども、郵送で送って、それで届く、届かない、これは実際届けられないところも出てくるわけなので、戻ってくれば、ここは実際に訪ねどころに当たらないのだなということで判断できますけれども、誤配ですとか、そういうことも実際にあり得ると思うのですけれども、そうするとオプトアウト手続きがちゃんとできていないというふうに言えるのですけれども、そこら辺はどのように考えられますか。

【会 長】ご説明ください。

【安心・安全対策担当副参事】ポスティングする警察官につきましては、ポスティングの受け持ち区というところを、担当する警察官が回ることとなっておりますので、そのような心配はないかと思います。また、先程の記憶に残るということにつきましては、協定書の3条で結ばせていただいて、目的外使用を禁止しております。記憶に残るのは確かに委員のご指摘のとおりなのですけれども、この行政機関同士の約束というところで守られるものと考えておりますので、その辺はご理解いただければと思います。

【会 長】川村委員。

【川村委員】世の中では、行政機関同士の約束ということに対して、心配する区民の方もいらっしゃるというのは思いますけれども、いずれにしてもオプトアウトの手続きについて言っても、これは十分でない、今の説明を伺っても、私はちょっと納得できないかなと思います。

最後にしたいと思いますけれども、実際先程例に挙げた市では、もう途中で事業をやめざるを得なくなりというところもありましたけれども、この協定では1年ごとに更新するとなっておりますけれども、この施策の検討、先程、報告はしますよということでしたけれども、どういうふうにするのかということと、毎年本人同意というのは、今のようやり方でまたやるのか、そこら辺についてはどのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

【会 長】ご説明ください。

【安心・安全対策担当副参事】前回もご説明しましたとおり、事業効果につきましては、今年度末に警察と集まりまして、効果をはかっていきたいと考えております。来年度、同じように

全区民の名簿を出すのか、更新分、転入をされた方や65歳に新たになられた方を出すのか、またはこの事業をやっていかないのかにつきましては、年度末に、今年の数値を見て、警察と検討してやっていくことと、覚書のほうもそのような形に変えさせていただいているところでございます。

【会 長】川村委員。

【川村委員】先程郵送という話もしましたけれども、それはもう割り引きとかを考えれば40万もしないでできることなのですね。それで、オプトアウトの手続についても、本当にこれで、先程の説明では、私は納得できませんし、先程一番初めに申し上げましたけれども、6万7,000人の名簿を渡しました。何らかの間違いがあって漏洩しました、落としました、誤配しました云々ということが起こっては、これは本来特殊詐欺対策ということで掲げて、本当にこれは大事なことだというふうに始めた事業でも、それはそうでないという評価になりますので、私はもっとやり方を、安全で、先程言ったような、どんどん手法の変わる詐欺に対応できるような、そういったやり方についても指摘をさせていただきましたけれども、そういうやり方を検討すべきで、この4警察への外部提供というのは中止すべきという考えですので、申し上げておきたいと思います。

【会 長】ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見はまだあると思いますけれども、そろそろ、質問よりも、どうしても意見を述べておきたい。質問を前提、質問しないで意見が言えないというのが前提で、質問を最初に受けているのですけれども、時間が経過していますので、質問よりも意見を述べる必要があるとお考えの方、1、2、お聞きしたいと思います。そうでなければ採決しようと思いますけれども。

【鍋島委員】1つだけ関連で。これは6万というすごく大きな事業だと思いますね。それで、私も消費者センターのとき、警察が、生活安全課ですけれども、こんなに熱心になったことはないし、区もこんなに熱心になったことはないのですね、消費者問題として。それで、効果がないとここで幾らしてもリンクしませんから。これだけのことをして、それで町会も民生委員も協力し、消費者センターの所長も聞いたら協力すると言っていますから、そういう協力するところを1つの課だけではなくて、横断的に行うことはすごくいいことだと思いますよ、成果が上がればですよ。だから、それはこの新宿区の横断的な、よく中山区長が言っていましたけれども、横に繋がった形の事業ということで頑張ってくださいと思っています。区民ってこの危機管理課というのを全く知りませんから。ちょっとこれでは、来てくださいというとか、

来てもほとんど入れないでくださいと警察は言っていますからね、このごろ、私たちに対して、よく見回っていらっしゃるのですね。このごろ大変よく回っていらっしゃいますよ、交番のお巡りさんたち。それで、知らない人が来たら絶対に上げないで、警察官みたいな格好をしていますよと言っているから、それは効果ないですから、やっぱり知っている名前をずらずらっと。効果あるよね、町会はそうですよね、入れて、せっかくですから。そのくらい効果がないと、これだけの情報を流す、もし流れたとしても効果があれば、ここはあまり大した問題にならないと思います。

【会 長】ほかにご意見は。伊藤委員。

【伊藤委員】1点だけ確認したいことがあるのですけれども、5月31日の審議会のときには、この名簿作成利用の目的外利用の禁止が本人同意をとれば可となっております、これはカードの話があったので、こういう話だったのかなと思います。ただ今回、絶対に禁止になったことで、これは警察と一緒に回る必要性というのがあまりなくなったのかな、というのをちょっと感じました。これはカードと一緒に作れるから、コストパフォーマンスがいいから一緒に回っているのかなと私は思ったのですけれども、これがもうできなくなったら、警察がそもそも行く必要性というのは、以前に比べたら、これはかなり低下しているように感じていまして、本当にこれは警察が行く必要があるのかという。これは、もし人件費の、警察官が500人いて、そこの人件費を新宿区が負担しなくていいよという話でこうしているのか、警察が出てくる必要性というのが、以前に比べて、やっぱり見方が私は相当変わったのかなと思うのですけれども、その辺りというのはどうお考えですか。

【会 長】ご説明ください。

【安心・安全対策担当副参事】それは戸別訪問の話だと思うのですけれども、戸別訪問につきましては、区の職員が行って、特殊詐欺はこうですと言うことは、最近の手口等が分からないところでございます。実際に被害者や犯人の意見を聞いている警察官が回って防犯講話を行う、これが効果があるというところでございますし、また人件費の問題につきましては、警察はもちろん防犯につきましても本来業務でございますので、区が払うということもございませんし、その中でやっていただけるものと考えております。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】いや、さっきの意見の話ってあったのですけれども、それは別に意見を共有するとか、ノウハウの共有でも済むのではないかなというのが率直な意見というか、私はそう思ったのですよ。こういう方法で特殊詐欺がありますよという情報共有は、別に区の職員にも、こ

れはできる話だと思っていて。腕章の話があったので、腕章をつけていれば、別に区の職員であろうと、警察官であろうと、そこまで変わりがいいのかなど思っているのですね。先程の偽造の話とかもありましたけれども、警察官が絶対にこれに出てくる必要性というのはあまりなくて、人件費がそれこそ削れるということで、警察官をという話であれば、そういう考えもあるのかなとは思っているのですけれども、それ以外の理由というのはやっぱりないということですよ、今。

【会 長】どうぞ、ご説明を。

【安心・安全対策担当副参事】副次的な効果といたしまして、受け子というものが、この辺に沢山いることがございます。警察官が回ることによって、受け子の特徴、特殊詐欺の金をとりに来る子どもの特徴を把握しておりますので、そういう職務質問、そういう検挙のほうに至る街頭活動の強化に繋がるのではないかと、考えているところでございます。

【会 長】伊藤委員、質問はもう打ち切りにしてください。意見ならお聞きしますけれども。

【伊藤委員】分かりました。今の話を伺っていても、そういう活動はあると思うのですけれども、それは別でやればいいと思っています。ふだんからやっていることですからね。

私の意見としては、今こういう案件があって、これを通すという方向性については、これは私も理解をしているところです。ただ今後、もし人件費が原因でこういうたてつけにしなければならぬという話であれば、見直せるのだったら見直していただきたい。この事業中、事業が始まった後でも、お金がどこから出てくるかというの、いろいろお金の出し方はあると思うので、もしそういう理由であれば、そこは検討の余地があると思っていたので、意見としてお伝えします。

【会 長】今のあれに出ましたので、年度末に警察で協議する前なのか後なのか分かりませんが、どちらかのタイミングでここにご報告いただいて、それで、その意見をもって、再度か、事前だったらそのときでいいのですけれども、一度協議して帰られてきて、こちらがご報告を受けるのだったら、この意見を聞いて、再度ご協議いただくとか、そういう手順を組んでくれませんか。そうすれば、今、実際にどうなるか分からないという話だと、本当に分からない。それは将来の話だから誰が議論してもいつまでたっても結論が出ないので、年度末に一度、警察と協議する機会があるのでしたら、その段階でこちらにご報告いただいて、こちらの意見を聞いて、もう一度協議していただく。それで、そういうやり方で、よろしゅうございますか。分かりました。

ではご意見。ひやま委員、どうぞ。

【ひやま委員】今回の特殊詐欺根絶事業というのは、まさに区民にとって喫緊の重要課題だという認識は、皆さん一緒だと思うのです。ただ、その方法論、そして6万7,000件の個人情報提供ということと、オプトアウトの手法による広報というところが、やはり議論の中心になっていると思うのですけれども、確かに6万7,000件の個人情報に関しては、これはもうしっかりと守ってもらわなければいけないというのは大前提でありますし、それと同時に、このオプトアウトの手法で、要するに提供したくないという方々の意思をしっかりと、より、よりですよ、拾っていただけるような機会を、もう少し拡充していただいたほうがいいと思うのです。高齢者クラブとかいろいろな機関がありますので、そういうところでしっかりと話をし、意思表示をしっかりといただく。要するに、サイレントマジョリティという話がありますけれども、今回のこの事業は、わざわざこういう形で情報を提供したくないと希望される方ということで、電話ということになっています。これも、もうちょっと何かほかにも考え方が、拾い方があるのではないかと思いますので、その辺の方の意見を、しっかりと拾う形で進めていただきたいと思います。私はこの事業の喫緊性からいって、この個人情報の提供やむなしと。ただ、6万7,000件の数字とかその辺については、再考することもあるのではないかと考えております。

【会長】皆さん、6万7,000件にこだわっているのです、1年かかると想定して、半分だけ提供するとか、何か妥協案はないですか。それで3月に報告していただいて、状況をお聞きして、こちらの意見をまた、よその自治体で審議会が二度もやったというのを、こちらがあまり簡単に結論を出して、将来のことでやってみないと分からないようなことを安易にということも、ちょっと気になるものですから、その辺り、今ここで何万件に減らせとは言いませんけれども、そういう実効性のある、半年間ですか、10月から3月までその半年間にできそうな数を取りあえず提供されて、その成果をもって、こちらにもう一度ご報告いただいて意見を聞いていただきたい。こう思いますけれども、そういうことは可能ですか。今、結論は要らないのですけれども、それは、検討可能ですか。

どうぞ、ご説明を。

【安心・安全対策担当副参事】想定をしておりますのは、人海戦術で6万何千人分を500人で分けて、一気にやっていくというところでございます。受け持ち区の警察官がそれぞれ回る順を考えてということを考えておりましたので、半分の提供となりますと、どの半分の提供するのかという議論とか、地区はどう分けていくのかという警察署の諸事情を、また考えなければならぬこととなりますので、区といたしましては一括というところで考えます。

【会 長】 ちょっと考えられないと。一応そういうことだと、お答えはそうだと聞いておきます。

どうぞ、ひやま委員。

【ひやま委員】 今のご答弁は承りましたけれども、情報提供を希望されないという方がどのぐらい実際に来るのか、ということはまずあると思うのです。先程からご説明の中で3カ月から1年と、かなり幅を持った形ではありますよということをやられていらっしゃるんで、例えば過去に新宿区内において、こういった発生事案があった地域とか、まずピックアップして挙げていくとか、特に高齢者が多い地域ってあるではないですか。そういうところから重点的にやっていくとか、それは地域の中のプライオリティで簡単に考えられると思うのですね。例えばそういうところからかかっていくという方法論は、やっぱりあると思うのですよ。

【会 長】 三雲委員。意見にしてください、皆さん。

【三雲委員】 今回のオプトアウト手続のやり方というものが、今後の新宿区でやろうとするオプトアウトのときに、かなり悪影響があると思っていますので、その点を少し言っておきたいと思います。オプトアウト手続というのは、外部提供しようとする者が、個人情報の本人に対して提供してもいいですかということを確認する手続なのです。そのオプトアウト手続を、提供を受けようとする者自体が聞きに行くということは、ちょっと異常なことだと私は思います。どういうことかという、これは、オプトアウトをサボればサボるほど、自分のところに情報が入ってくるのです。要するに、通知を配ったことにして配っていなければ、苦情は来ないわけなのです。オプトアウトの通知が来ないわけなのです。ということは、その人たちに対して渡せるということになります。

今回、警察さんだから組織として、しっかりしているであろうという推定を恐らくされて、区のほうもやっていると思うのですけれども、例えば民間の事業者との間で、一緒に事業をやろうというときに、個人情報何万人分を、その事業者に渡してやってもらいたいという事業だったとしますね。そのオプトアウト手続を当該事業者にやらせた場合には、その事業者は当然オプトアウト手続をサボるインセンティブのほうが働くわけなのです。そういったことを避けるためには、当然のことながら、提供しようとしている区が、みずからオプトアウト手続をしなければならぬはずなのです。今回お金が少し足りないからという話をされていますけれども、オーダーとして100万円の規模だと思うのですけれども、何百万円かの規模だと思うのですけれども、なぜそれにもかかわらず、きちんとした手続をとろうとしないのか。これはあしき前例になってしまうので、これは認めるわけにはいかないなと私は思っています。

それともう1つ、個人情報の提供を希望されない方は、9月30日までにご連絡くださいというオプトアウトになっているのですけれども、協定書を見るといつでもオプトアウトの申し出があったときには、警察へ連絡して削除してもらうことになっているはずなので、それを反映するならば、これは「いつでも」だと思うのですね。その点についても改善を求めたいと思います。

【会長】ほかにご意見ございますでしょうか。

それでは、長時間議論してきましたので、採決に移りたいと思います。

それでは、本件は諮問事項ですので、この諮問事項に賛成の方は挙手を願います。

数を数えて記録してくれますか。大丈夫ですか、過半数ありますか。8。過半数。全員は何人ですか。

【鍋島委員】私は反対ではなくて棄権。

【会長】棄権。いいですよ。今から聞きますから。13名で8名賛成。

では、反対の方は挙手願います。4名です。棄権ですか。1名、棄権。それはちゃんと記録してください。

いずれにしろ、賛成が多かったので本件の諮問は承認といたします。ご苦労さまでした。

(※40ページに補足説明あり)

それでは、次の議題に移ります。資料15「国民健康保険料督促状作成等業務の委託について」であります。それでは、説明をお願いいたします。

【医療保険年金課長】国民健康保険料督促状作成等業務の委託についてです。こちらは、国民健康保険の処理を新しく小型システムに変更するということで、これは以前審査会のほうにお諮りしたのですけれども、その関係で、これまでの督促状等の発送方法の業務委託の内容が変わるということで、今回ご報告するものでございます。

資料15-1をご覧ください。横になっております。とじ込み15-1をご覧ください。今回、委託する国民健康保険の帳票関係の種類と、扱う情報項目の一覧でございます。縦に1から15の帳票名称がございまして、督促状から15番の口座振替不能分納付書及びその送付に関する通知書ということで、15種類の帳票につきまして、業務委託を行うということでございます。それぞれ年間の処理件数と処理頻度、それから1回の処理件数がありまして、そこから先は扱う情報項目ということになっています。全部で3ページに分かれて情報項目を記載しております。全部で35項目の情報がありますけれども、それぞれ該当する項目につきましては丸ということで印をつけておりますので、ご参照いただければと思います。

続きまして、資料15-2をご覧ください。業務委託の内容がこのように変わるということの説明でございます。左側が現行の事務処理の方法でございます。まず、こういった15種類の帳票につきましては、印刷を別会社にそれぞれ委託しまして、その印刷物を新宿区は納品いたしまして、それに新宿区のホストコンピュータから、区の庁舎内で個人情報に印字しまして、それを業者に持ち込みまして、封入封緘をし、郵送という流れになります。これが現行の流れでございますが、今後、システムが更新された際に、右のように変更するということでございます。新宿区に小型システムとしてありまして、そこからデータを抽出いたしまして、そのデータを委託業者にお渡しすると。委託業者のほうは、そのデータを受けて、そのデータから帳票印刷、それから帳票への印字の印刷、封入封緘、それを一括して処理するという形になります。その上で納品物を新宿区に納品して、新宿区が検査をした上で、それを郵送すると、そういう流れになります。郵送後は、お渡ししたデータは返却していただくと、そういう形になります。

具体的に新しい業務の流れは15-3、次の資料をご覧ください。こちらに、業務の流れと、情報保護のための措置状況について、この吹き出しで主なものを説明しております。まず事業者につきましては、プライバシーマークを取得している業者を条件として入札で選定するということになります。その事業者の中での作業につきましては、作業担当者の指定、それから入退出の管理、個人情報保護に関する社員教育、こういったものの状況を要件としております。

まず、事業者の中で帳票を印刷、作成しまして、新宿区からお渡ししたデータを印字するということでございます。その情報を格納するコンピュータにつきましては鍵があります、作業ログの管理、外部ネットワークとの切断と、それからウイルス感染の防止という対策を講じるという条件にしております。その中で作業をしていただいて、最終的に印字をした情報について、封入封緘をして、新宿区のほうに納品するということでございます。

新宿区からの個人情報の電子データのお渡しについては、真ん中ほどにありますけれども、電子データの提供はCD-RまたはDVD等の媒体を使いまして、ケースで、暗号化した上でお渡しする。なお、パスワードについては、これとは別の方法で、別の形で提供するという形にしまして、そのパスワードと電子データは、同時にお渡しはしないということで、個人情報保護対策をいたします。

その上で、業者のほうで一括して封入封緘まで作業が終わりましたら、データについては、その都度、先程15帳票の頻度がございましたけれども、それぞれの委託業務終了ごとにデータは返却するという形で、保護を図っていくということでございます。その上で、製品の納品

については新宿区のほうで一旦受けまして、納品の検査をした上で郵送するということで作業を進めさせていただきます。

このような形に、これまでの業務内容、委託事業の進め方を変えさせていただくということで、今回ご報告いたします。

なお、小型システムの新しい運用は31年2月からでございますけれども、その前にテスト等を実施するため、本年の7月から、できましたら入札をして事業者を選定したいということで、今回ご報告するところでございます。

説明は以上でございます。

【会長】これだけのものを、今までいろいろな会社に頼んでいたのを1社にまとめるという話でしょう。そういうことは、もうそれだけの能力を持っているところというのは、もう想定されているのでしょうか。どういうふうに想定されているのですか。

ご説明ください。

【医療保険年金課長】現在も、一部の帳票につきましては、こういった形の一括発注というのは実施しておりまして、例えば国民健康保険の被保険者証というのは、既にこういう形態での発注をしていますので、今、そういう事業を受けている業者を含めたところが、想定される事業者ということで考えております。

【会長】ご質問かご意見ありましたら、どうぞ。

ないようでしたら、これは報告事項ですから、よろしゅうございますか。

では、濱田委員どうぞ。

【濱田委員】資料15-1ですね。最初の国民健康保険料督促状、年間30万件となっていて、毎月2万5,000となっているということなのですが、30万というと区の人口に近いものになるので。ということは、これは累積、同じ人に何回も出すと、そういうことでの数ですね。

【会長】ご説明ください。

【医療保険年金課長】保険料の納期というのは10期に分けて納期を設定しています。納期ごとに納期が遅れた方に督促状を発送しますので、同じ方が重なるということがあって、毎月2万5,000件ぐらいを発送するので、そういうことになるということでございます。

【会長】よろしゅうございますか。

【濱田委員】はい。

【会長】ほかにご質問かご意見、ございますでしょうか。

ないようでしたら、報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

では、本件は了承ということで承認をいたします。

それでは、次は資料17「消化器系健康診断委託業務の再委託について」であります。それでは、ご説明をお願いします。どうぞ。

【人材育成担当課長】消化器系健康診断業務委託の再委託について、資料により事業概要を簡単に説明させていただきます。

消化器系健康診断は、公益社団法人東京医科大学がん研究事業団に、第一次健診、第二次健診及び中間健診を委託して、実施してまいりました。この業務につきましては22年度、第6回本審議会で、了承されているものでございます。この委託先において、保険診療患者の増加により、30年度から第二次健診と内視鏡健診の予約確保ができなくなり、第二次健診等については再委託する必要がございますため、報告するものでございます。

検査の内容、対象者、29年度の実績につきましては、記載のとおりでございます。30年度につきましても、委託先としましては、東京医科大学を指定します。この委託先は、対象者が約1,000人、しかも、3,000人にわたる第一次健診を円滑に実施して、また早朝や午前中の実施など、職員の勤務条件を考慮した健診にも対応している業者でございます。さらに、新宿駅に近いため、職員にとってもきわめて利便性が高く、これらの条件に合致する事業者がないため、委託先として指定しているものでございます。再委託先ですけれども、委託先が指定しております医療法人社団生光会 新宿追分クリニックというところでございます。このクリニックは、プライバシーマークを取得しているところでございます。

次に、具体的な流れにつきまして、資料の別紙1に基づきましてご説明させていただきたいと思っております。消化器系健康診断の流れ、こちらをご覧ください。区は、委託先に第一次健診の受診者データとして、氏名、生年月日、性別、職員番号を提供いたします。受診者データは、委託先にCD-Rで直接引渡しを行います。受診後、委託先は結果報告書と第二次健診等の案内を作成します。本人用は、封緘された封筒、区用はCD-Rと紙で委託先から区が直接受領いたします。また、第二次健診等の対象者の報告は紙で、案内については封かんされた封筒を受領するということになります。

ここから先が、再委託に関する部分でございます。再委託先ですけれども、第二次健診等の対象者データとして、氏名、生年月日、性別をUSBにより直接渡します。対象者は、再委託先に、予約の上、受診して、再委託先は、健診実施後、委託先にその結果データをUSBで渡すと。そのほかに、読影した情報を、紙で報告するということになっております。報告を受けた委託先は、結果報告書を作成し、本人用を封緘された封筒、区用はCD-Rで、区に直接渡

すということになります。

続きまして、再委託にかかわる部分についてご説明いたします。別紙の業務委託をご覧ください。こちらのものになります。委託先（再委託先）から裏面の再委託の開始時期及び期限につきましては、先程ご説明したとおりの内容と、記載のとおりでございます。なお、この委託、再委託は、今年度移行も継続して実施してまいります。

裏面をご覧ください。再委託に当たり、区が行う情報保護対策につきましては、ID、パスワードにより、コンピュータを操作できる職員を特定するほか、電磁的媒体に個人情報を記録するコンピュータを制限いたします。

最後に、再委託先に行わせる情報保護対策ですが、再委託先の作業コンピュータは、インターネットから分離させるほか、ウイルス感染がないよう、最新のセキュリティ更新プログラムを適用いたします。また、作業コンピュータの取扱者を特定し、ID、パスワード等により、作業用コンピュータの利用承認を行わせるほか、保存先フォルダへのアクセス制限を設定するなど、情報アクセスの制限を徹底いたします。さらに、情報を受け渡すUSBにはパスワードを設定して、紙媒体と一緒に直接運搬させるという方法をとります。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

【会長】質問かご意見、ございますでしょうか。伊藤委員。

【伊藤委員】これはUSBが直接やりとりされる話だと思うのですが、これは頻度というか、どのぐらいの回数が。

【人材育成担当課長】それぞれ1回ずつです。

【伊藤委員】1回ずつだけで、もうそれ以上はやらないということですね。

【人材育成担当課長】はい。

【伊藤委員】分かりました。大丈夫です。

【会長】ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。

なければ、本件も報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

では、本件は了承ということで終了いたします。

次は資料19です。資料19「新宿区立小学校の通学路における防犯カメラの設置について」であります。それでは、ご説明をお願いします。

【教育調整課長】 それでは、資料19、新宿区立小学校の通学路における防犯カメラの設置について、ご報告いたします。初めに、新宿区教育委員会では、平成27年度から29年度の3年間に、全区立小学校の通学路に、防犯カメラの設置を進めてまいりました。今回報告する

内容が3年目の、最終の設置についてとなります。

それでは、恐れ入ります。資料の2ページをご覧ください。事業の概要でございます。事業名、担当課は記載のとおりです。目的といたしましては、区立小学校の通学路に防犯カメラを設置することで、児童のより一層の安全を確保するものでございます。対象者は、区立小学校の児童及び通学路を利用する者でございます。

事業の内容ですが、平成26年度第8回の本審議会におきまして、既にご承認を受けているものでございますが、運用要綱上、新たに防犯カメラを設置する際、本審議会に報告することとしていることから、今回ご報告を申し上げます。

今回設置をした場所ですが、表組みの中、一番右側の欄になりますが、平成29年度に行った津久戸小学校ほか、9校の通学路で、設置した台数は合計54台でございます。設置を行った期間は平成30年1月27日から3月12日までとなります。

なお、補足資料といたしまして、今回設置をした防犯カメラの設置場所一覧と、小学校ごとに設置場所とした図面をおつけしてございます。また図面の後ろには、最後のところですが、参考までに平成26年度にご承認をいただきました本人外収集及び外部提供に関する諮問内容を添付してございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

【会 長】これは、実際には録画しているものを全部見るわけではなくて、何か必要が生じたときに見ているのだと思うのですけれども、見ている実際の回数、何カ月にでもいいし、1年間の統計でもいい、何かそういう数字が分かるものはありませんでしょうか。

【教育調整課長】まず今回おつけしているというか、この3年間、通学路におつけした防犯カメラでございますが、日常的にその画像を確認するモニター等はないでございます。本体の中の記憶媒体に1週間のものだけを録画をし、新しい録画が始まりますと、1週間前のものは全て消去していくと、これを繰り返していくというものでございます。なお、その録画した内容を見る機会というのは、外部提供、これはほとんどが警察からの要請で、犯罪などの確認のために、文書による請求があった場合に提供するものがございます。ちなみに、平成29年度では7件の提供がございました。

【会 長】分かりました。

では、ほかにご質問かご意見、ございますでしょうか。

ないようでしたら、これもご報告ですから、了承ということでよろしゅうございますか。

では、本件も了承ということで終了いたします。

次に、資料18「高齢者見守りキーホルダー事業の実施に伴う業務の委託について」であります。それでは、ご説明ください。

【高齢者支援課長】 それでは、高齢者見守りキーホルダー事業の実施に伴う業務の委託について、ご報告申し上げます。

1ページおめくりいただきまして、事業の概要をご覧いただきたいと思います。こちらの事業内容の一番下の4番、その他のところをまずご覧いただきたいと思います。こちらにございますように、本事業開始に伴う高齢者福祉システムの改修という件名で、平成30年度第1回本審議会で諮問させていただき、既に承認をいただいているところでございます。今回は、業務委託といった観点での事前のご報告ということでございますので、前回の説明と若干重複する部分もございますが、あらかじめご了承くださいと思います。

それでは、同じ事業概要の中の対象者でございます。ご覧のとおり65歳以上で外出に不安がある区民が対象です。

事業の内容でございます。まず、上記のこの対象者に、登録番号、それから高齢者総合相談センター、これの連絡先を表示したキーホルダー、そしてシール、これを配布します。対象の方が徘徊したとき、あるいは外出先で急に倒れたときに、この登録番号によって、迅速に身元を確認し、緊急連絡先につなげるといったような仕切りでございます。

次に、今日の報告のメインでございませけれども、高齢者総合相談センターに業務を委託することによる効果ということでございます。ご案内のとおり、地域の高齢者総合相談センター、こちらを本事業の主な申請窓口とすることによりまして、申請者の利便性の向上を図るとともに、高齢者が高齢者総合相談センターと、かかわりを持つきっかけとなり、包括的な支援体制を築くことができると、このように判断したものでございます。言うまでもなく地域包括ケア体制を構築するための中核的な相談機関、これが高齢者総合センターになりますので、こちらに委託するというのが、最もふさわしいと考えてございます。

続きまして次のページ、別紙でございます。委託先でございます。今ご説明申し上げたように、高総センターになりますが、資料18-2をご覧いただきたいと思います。こちらにございますとおり、全部で9つのセンターがございませ。基本的には、特別出張所は10箇所ありますので、特別出張所を管区ごとに設置をしておりますが、最後の9番、柏木・角筈につきましては、高齢者の人数が少ないといったこともありまして、合わせて両地域を所管するという事で柏木・角筈で一括したセンターということになってございます。

続きまして、受託法人でございませ。社会福祉法人であったり、株式会社であったりという

ことで、それぞれ別々になっておりますが、1カ所だけ、1番の四谷高相センター、そして9番の柏木・角筈高相センターについては、同じ新宿区社会福祉事業団が受託をしていると。それ以外は、それぞれ別々の法人に委託をしているということでございます。

それでは本文、別紙のほうにお戻りいただければと思います。中ほどにございます委託の内容ですが、まず申請の受付で、こちらは高総センターのほうで、キーホルダーの受付をして交付するまでということになっております。ちなみに、ここには書いておりませんが、システム入力については、全て区の高齢者支援課のほうで行うということになっております。その他、電話対応ということで、実際に通報等があった場合の対処をここに書かせていただいております。

次に、その下の欄ですが、委託の開始時期及び期限でございますが、今年の9月1日から実施ということで考えてございます。

最後になります。委託に当たり区が行う情報保護対策、様々書いてございますけれども、記入のとおりということでございますが、1点だけご紹介申し上げます。システム上の対策の2番にございますように、高齢者福祉システムについては、区職員以外の者は入力できないという状況になっております。委託先は照会のみ使用ということで制限をすることによって、システムの個人情報の保護、セキュリティといったところについては、万全を期してまいりたいと考えております。あとは記入させていただいたとおりの内容でございます。

報告は以上でございます。

【会 長】 ご質問かご意見、ございますでしょうか。

ないようでしたら、これも報告事項なので、了承ということでよろしゅうございますか。

では、本件は了承ということで終了いたします。

次は資料20「児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集等について」であります。それでは、説明をお願いいたします。

【教育指導課長】 それでは、児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集、及び外部提供についてご報告をいたします。

初めに、本制度について簡単にご説明をいたします。本制度は、児童・生徒の健全育成のために、こどもたちの非行等の問題行動の防止と安全確保のために、学校と警察がそれぞれの役割を果たし、連携して効果的な対応を行うために、平成17年6月に、警視庁と新宿区教育委員会の間で締結されたものでございます。個人情報のやりとりの観点から、学校の視点で見て、警察から学校への連絡事案を本人外収集、学校から警察への連絡事案を外部提供と呼んでおり

ます。相互連絡制度の資料といたしまして、協定書の写しとガイドラインの写しを参考資料としてお示ししました。

本日は、これまで報告いたしました以降の、平成29年12月から平成30年5月末までの運用状況についてご報告させていただきます。なお、恐れ入りますが、個人情報保護の観点から、詳細な説明については行うことができないことをご理解いただきますようお願い申し上げます。

それでは、資料20をご覧ください。警察から学校への個人情報の提供があった本人外収集について、ご報告いたします。指導上、連絡が必要と認められ、警察から学校へ連絡した案件、1件です。内容としましては、校外で同級生児童に暴力を振るったということで、被害児童保護者が警察に被害届を出し、それを受けて警察が本人に事実確認をした内容を学校に伝えたものとなっております。翌日、保護者同士の話し合いが持たれ、この件は解決しております。

続けて、学校から警察への個人情報を提供した外部提供について、ご報告いたします。こちらは、該当する案件は1件で、校長が警察へ連絡することが、特に必要と判断したものです。内容としましては、児童の保護者の自宅から金銭を持ち出していることの連絡を受け、保護者の了解のもと、警察へ情報提供を行い、相談したものとなっております。この件につきましては、その後も継続的に指導をしている状況でございます。事案の詳細については、個人情報保護の観点から以上とさせていただきます。

以上で報告を終わります。

【会長】詳しい質問はちょっと回答が得られないと思いますが、何か質問とご意見がございましたら、どうぞ。ないですか。

それでは、本件も報告事項ですので、了承ということで終了いたします。

順調に進んでいますから。残り、今度は資料21ですね。

資料21「町会・自治会活性化のための講演会及びコンサルティング業務の委託について」です。それでは、説明をお願いいたします。

【地域コミュニティ課長】

町会・自治会活性化のための講演会及びコンサルティング業務の委託について、説明をさせていただきます。

まず、事業の概要でございますが、こちらについては、新宿区は、町会・自治会の加入率を毎年調査しておりますが、現在、約45%ということで、伸び悩みの状況でございます。今後、こうした町会・自治会の加入率の向上や、新たな担い手づくりというところが、区の喫緊の課

題と認識しておりますので、今年度から新たな手法としまして、こうした業務委託を開始するものでございます。

委託の内容でございますが、講演会での講義をまず行います。こちらについては、個人情報の提供はございません。今年度は、コンサルティング業務の実施ということで、希望する区内の町会・自治会に、コンサルタントを派遣いたしまして、その中で現状の把握や課題の洗い出し、課題の分析と具体的な提案、事業の提案と、そういったものを段階的に行っていく予定でございます。

別紙をご覧ください。地域コミュニティ課が今回委託する先は、合同会社フォーティR&Cという事業者でございます。委託に伴って事業者処理させる情報でございますが、区から業者に対しまして、希望する町会・自治会の会長、役員等の住所、氏名、電話番号の提供を予定しております。そして、委託先が具体的に収集する情報としましては、町会・自治会の課題の分析に当たりまして、コンサルティング業務対象者からヒアリングをした内容というものでございます。

委託の内容のところを、先程も申し上げましたが、まず区内の町会・自治会の会長、役員の方を対象にしまして、まず講演会を実施いたします。その後、希望を募りまして、希望する町会・自治会から、今年度は1町会または自治会を対象にコンサルティング業務を実施いたします。第1回目のところで現状把握ということになりますが、区のほうから業者に対して提供する、そうした名簿につきましては、紙で提供することを考えております。第2回目の課題の洗い出しにつきましては、活性化したイベントや、あるいは今現在、現状抱えている課題があった場合に、講師の方が立ち会って、課題をまとめていくと。そして、第3回目のコンサルティング業務のところ、具体的なノウハウ等の提供や、実際の様々な町会・自治会の活動を仕掛けることで、より効果のある内容を、アドバイスをしていくというものでございます。そして、これらのコンサルティング業務を終了した後に、報告書及びヒアリングした内容を記録した基礎資料を紙媒体で区に提出をしていただくという内容でございます。

裏面をご覧ください。委託事業者に行わせる情報保護対策でございますが、取扱責任者及び取扱者の名簿を提出させます。また、提供された情報については、これも当然ですが、施錠できる金庫、キャビネットに保管をさせる。そして、電磁的媒体の処理にかかるパソコンの使用についてはパスワードを設定し、指定された従事者のみ操作できるようにさせる。また、報告書の作成作業を行うパソコンについては、ウイルス感染等がないように最新の更新プログラムを適用させる。また、電磁的媒体についてはパスワードを設定させる。そして、委託業務の履

行後につきましては、保有した個人情報について速やかに区に返還させますし、また電磁的媒体についても、個人情報を破棄させるという対策をとらせていただき、万全の情報保護対策を行っていきたいと考えております。

【会 長】ご質問かご意見、ございますでしょうか。ひやま委員。

【ひやま委員】事業の内容はよく理解できるのですが、町会の加入率とか町会のそれぞれの課題をコンサルティングしてもらおうということで、区が委託先に提供する情報として各町会・自治会の会長、役員等の連絡先ということになっておりますけれども、これは何で区が介入するのですか。直接コンサルティング会社とやりとりをすればいいのではないですか。

【会 長】ご説明ください。

【地域コミュニティ課長】今回、コンサルティングを希望する町会の方のお名前とご住所、電話番号については、必要に応じてそのコンサルティング会社が、そうした会長さん等に情報収集をしたり、そういう機会も、このコンサルティングの中では発生するのかなと思いますし、基本的に町会とかかわる中で、そうしたお名前等の情報というのは、これは必要最低限、やはり委託会社が把握すべきものという認識で、このような形で提供するものでございます。

【会 長】ひやま委員。

【ひやま委員】なるべく区が個人情報を扱わなければ、扱わないほうがいいのであって、こういうコンサルティング事業をやりますよという各町会、町連等に投げて、コンサルティング希望の町会・自治会のほうから、直接その会社のほうに連絡先をご自身で言ってもらえれば、個人情報保護は関係ないと思うのですが。

【会 長】ご説明ください。

【地域コミュニティ課長】コンサルティングを行う場合に、その業者と町会が直接やるということが基本ではあるのですが、一応、区のほうも必ずその場に立ち会いまして、一緒にというか、どういった課題があるのかを確認しながら、活性化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

【会 長】ひやま委員。

【ひやま委員】よく分かります。もしそういうことでしたら、全てコンサルティング会社から区が報告を受けると、町会の何々さんから申請がありましたとか、相談内容はこうですという報告のやりとりは、当然コンサルタントと区のほうでやられるわけですから、何か個人情報を変にいたずらにいじらなくて済むのではないかと思うのですが。

【会 長】ご説明できれば。

【地域コミュニティ課長】まず、募集の際は、区のほうから町会の方々に呼びかけをして、それで希望する町会さんに手を挙げていただくという形をとりたいと考えておりますので、こうした形での情報の提供というのは、やはり必要なのかなと区としては考えているところでございます。

【会 長】ほかに。津吹委員。

【津吹委員】町会長の立場としてお話しさせていただくと、多分、想定は手が挙がらない。手が挙がらないから、こちらからお願いをするために、連絡先を教えるというのが前提のような気がします。手が挙がったら、確かに区から教える必要はないのですね。というのが前提で、今、ひやま委員のほうからお話があったと思うので、私も同じ意見で、手が挙がっているのに、区からなぜ個人情報をあえて公開しなければいけないのかなと思います。逆を言うと、どれだけ手が挙がるのかなというのも心配で、挙がらないからお願いして挙げていただいて、動いていただくのが何町会かなと思うのです。私も東京都のプロボノで実際にやって、コンサルタント業務をやって、その町会があって、またその結果が出たものを発表会が、たしか今月か来月にあると思うのですけれども、そういうものと重なるので必要があるのかなと。あえて情報公開してまでやる必要があるのかなというのが1点と。

そこで、やらなければいけなくなって、困っていて、逆に町会が紛糾してしまって、動きがストップしてしまったという町会も耳にしております。だから、あえてこれは本当に情報公開してまでやる必要があるのかなというのは、私の個人的な意見としてお伝えさせていただきます。

【会 長】どうぞ、ご説明を。

【地域コミュニティ課長】今度、実は、今週末の6月30日に、町会・自治会の会長さん、役員の方を対象にした、大きな会場を使って講演会を行わせていただくと。その中で、講師の方から、具体的な、今後新たな担い手を作っていくための様々な手法についてお話をいただき、そして、その内容を皆さんのほうで、興味を持ったとか、そういうところをなるべく引き出したいと思っていまして、その上で、町会、自治会から希望を募りたいなと思っております。ただ、この事業も今年度、これから初めての事業なものですから、皆さんがどのぐらいの興味を示していただけるかというところが、まだなかなか読めないところでもございますので、もし手が挙がらなければ、委員がご指摘になったように、区のほうから直接様々な働きかけをして、ぜひコンサルティングの成功例というか、そうした事業の具体的な実施に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

【会 長】津吹委員。

【津吹委員】重ねて恐縮です。30日も、多分行きたいと言っている町会が、そんなにいないのではないかな。実際に、それで集めるのに非常にご苦労されている話は若干耳にはしております。あえて、それでやる必要があるのかなということを、あえてご提言させていただきます。

【会 長】ご意見として聞いて。苦労しておられるということは分かりましたから、町会のほうも、恐らく迷惑な話ではないかとも聞こえるので、よくお話しになってください。

ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。鍋島委員。

【鍋島委員】これの3ページのところに、委託のコンサルティングを希望する町会・自治会の会長だけではなくて、役員、それにまた「等」ついているのですよね。この「等」というのは、こういう相談をしていると、とても広がる可能性があるのです。少なくとも会長があれば、もう町会というのはみんな通じますから、この個人情報に渡すのだとしたら、会長だけでいいと思いますよ。何もこんなに沢山渡さなくても。

それから、この業務として2ページに、第3回とか「イベントの参加者の声や従業員の報告を聞き」とありますけれども、これでこの参加者の名前とか、そういうのが収集されないと思いますけれども、やはりこれは個人情報ですから、収集されなければ、こことは関係ありませんけれども、そのところはいかがでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【地域コミュニティ課長】今2点、ご意見、ご質問をいただきました。

おっしゃるとおりで、私どもの想定としては町会の中でも、会長、副会長、そうした中核を成す役員の方を想定して書かせていただいておりますが、今のご意見のとおりというところも、私どもも理解させていただくところでございますので、町会・自治会の会長様ということで、対象を絞らせていただきたいと思いますと思っております。

それから、3回目のコンサルティング業務のところなどで、町会の方から聞き取りをする際については、実際にその情報を収集する方のお名前とか、そうした個人情報を事業者が聞き取るということはないように、そこは十分に気をつけていきたいと思っています。

【鍋島委員】それは、この中で書いておいてください。

【会 長】では、それはご意見ということで。

ほかに、質問かご意見はございますでしょうか。

ないようでしたら、本件も報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

では本件は了承ということで終了いたします。

次の議題ですけれども、これは運用状況、この1冊をどうされるのか、どういうふうには。

【区政情報課長】22でございますけれども、6月末までに前年度の運用状況をご報告させていただきます。それでご報告が済みましたら、来月、常任委員会でご報告をさせていただくというようなことでございます。

こちらの紫色のファイル、開いていただきまして、目次が出ているのですけれども、1番から17-2までということになっております。

まず、開いていただいた1ページ目でございますけれども、公文書公開請求の状況ということでございます。29年度、前年度の状況では、トータル272件、前年度比で35件の減というようなことございました。ざっと、内訳について、説明は省略させていただきます。

恐れ入ります、続きまして45ページをお開きいただきまして、今度は自己情報開示請求の状況でございます。29年度は表のやや右下のほうですけれども、194件の開示請求がございました。前年度と比較しまして47件増となっております。挙がっている内容としては、例年の戸籍住民課特別出張所等にかかわる、戸籍や住民票関係が多い傾向でございました。

続きまして、65ページは、自己情報の訂正請求、それから利用停止請求ですけれども、これについては実績がございません。

続きまして66ページですけれども、個人情報の業務登録、こちらについてはトータルで2,339件ということで、前年度比で29件の減ということです。

続きまして、81ページをお開きいただけますでしょうか。こちら個人情報ファイル登録ということで、29年度の登録数としては459件というようなことでございます。

それから、続きまして88ページでございます。業務委託でございます。業務委託の総数については、29年度は449件ということで、前年度比29件の増。業務委託については、20件から30件程度の数で毎年増加が続いている状況です。システム関連の委託が増えているという傾向でございます。

続きまして、102ページの目的外利用の状況については、29年度は27件で3件の減というような状況でございました。

106ページの外部提供の状況でございます。外部提供につきましては、29年度はトータル89件、それで前年度比で言いますと22件の増ということです。防犯カメラの映像の外部提供については、ここには記載されていませんで、巻末の17-2の項目で掲載しておりますので、ここには含まれてございません。

続きまして、117ページでございますけれども、こちらは29年度から番号法に基づきま

して、情報提供ネットワークシステムを通じた他自治体からの照会があった際に、自動応答による情報提供を29年度から新たに始めてございますけれども、そのトータルの表になってございます。合計が118ページの最後の合計欄にありますけれども、情報提供ネットワークシステムを通じた照会に対する提供は2,983件という実績でございました。

続きまして、119ページでございます。10番、本人外収集でございますが、4件というところでございました。

続きまして121ページ、外部結合ですけれども、これも委託と同様に、システム関連の仕組みが区の中でも増えていることもございまして、毎年増傾向でございます。前年度比で11件の増でございます。

続きまして、160ページでございます。指定管理者でございますが導入施設、昨年度、漱石山房が設立されましたので、1件施設が増えてございます。

次、続きまして、162ページが実習生の受け入れでございます。29年度、25件で、実習生の数は655人ということで、例年並みでございますけれども、前年度比で1件の増で、人数が7名の減という状況です。

166ページが、今度、派遣労働者の受け入れでございますけれども、こちらも例年とほぼ同じレベルでございまして、受入件数32件、受け入れの人数については100名という状況でございます。

続きまして、170ページをご覧くださいませでしょうか。こちらは審査請求の処理状況ということで、29年度につきましては、1番と2番が情報公開・個人情報保護審査会への諮問になります。答申の結果については、処分妥当というような内容になってございます。3番と4番については現在審査中でございます。

続きまして、171ページ、こちらが民間事業者における個人情報の取扱いに関する苦情処理ということで、29年度は10件という状況でございました。

最後が、17番の防犯カメラの設置状況というところでございます。174ページをご覧くださいませでしょうか。29年度の防犯カメラの設置数なのですが、トータル1,094台ということで、前年度比でいいますと135台の増。これは先程、教育調整課長から説明がありましたけれども、通学路の新設が140台ということで、設置が大幅に増えてございます。ごみの集積所などの廃止については5台等ということで、トータルで135台の増ということになってございます。

先程ご質問が出た防犯カメラの映像の提供については、178ページ以降が、実際に照会が

あった際に提供した実績なのでございますけれども、29年度の実績といたしましては、33件の外部提供がございました。実は、先程教育調整課長が29年度は7件、教育委員会として提供したという発言があって、教育委員会から報告がなかったものですから、精査をさせていただきます。それで、33件足す7件の実績があるようでしたら40件となりますので、その辺は後日、確認し次第、またご報告を書面でもさせていただきたいと思っております。

【会 長】ご質問かご意見がございましたら、どうぞ。

なければ、次回でもよろしいので、気づくことがありましたら、どうぞ。

それでは、これをもちまして本日は全ての議案を終了いたしましたので、終了といたします。

事務局のほうから、今後のことについてご発言があれば、どうぞ。

【区政情報課長】次回の審議会でございますが7月19日、木曜日の午後2時からを予定してございます。場所につきましては、こちらの同じ第3委員会室でございます。よろしくお願いたします。

【会 長】長時間どうもありがとうございました。次回もよろしくお願い申し上げます。

午後4時10分閉会

※25ページの補足説明

… 資料12「区内4警察署への65歳以上高齢者名簿の外部提供について」は、本審議会において、多数決による採決で、「賛成：8名、反対：4名、棄権：1名」という結果により、「賛成多数」として承認となったが、本審議会終了後、新宿区情報公開・個人情報保護審議会条例第6条第2項により、会長を除く委員の数をカウントすべきであったため、「賛成：7名、反対：4名、棄権：1名」という結果に修正を行った。

上記の内容については、平成30年6月29日付け、31新総合区広報第559号により、本審議会各委員あてに文書通知し、承認を得た。